

第2章 調査対象者の概要

本章では、統計資料等に基づき、本調査の調査対象者である少年院出院者及びその保護者とその家庭の状況について概観する。

なお、調査対象者である少年院出院者は、出院時に成人に達している者もいるが、以下、本報告書では便宜上、これらの者も含めて「少年」という。

第1節 少年の状況

1 入出院時の年齢

2-1-1表は、少年の少年院入院時及び出院時の年齢別人員を男女別に見たものである。

入院時、出院時のそれぞれの平均年齢は、男子が16.8歳、17.7歳、女子が16.6歳、17.5歳であった。

2-1-1表 入院及び出院時の年齢（男女別）

区 分	入 院 時			出 院 時		
	総 数	男 子	女 子	総 数	男 子	女 子
総数	800 (100.0)	722 (100.0)	78 (100.0)	799 (100.0)	721 (100.0)	78 (100.0)
13歳	3 (0.4)	3 (0.4)	-	-	-	-
14歳	85 (10.6)	82 (11.4)	3 (3.8)	8 (1.0)	8 (1.1)	-
15歳	118 (14.8)	98 (13.6)	20 (25.6)	90 (11.3)	84 (11.7)	6 (7.7)
16歳	150 (18.8)	132 (18.3)	18 (23.1)	132 (16.5)	111 (15.4)	21 (26.9)
17歳	144 (18.0)	131 (18.1)	13 (16.7)	144 (18.0)	131 (18.2)	13 (16.7)
18歳	142 (17.8)	130 (18.0)	12 (15.4)	144 (18.0)	129 (17.9)	15 (19.2)
19歳	158 (19.8)	146 (20.2)	12 (15.4)	137 (17.1)	126 (17.5)	11 (14.1)
20歳	-	-	-	134 (16.8)	122 (16.9)	12 (15.4)
21歳	-	-	-	10 (1.3)	10 (1.4)	-

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 入院時においては入所（院）者調査票、出院時においては出院者調査票による調査が可能であった者に限る。

3 () 内は、それぞれの総数に占める構成比である。

2 本件非行名

2-1-2表は、少年の少年院送致決定に係る非行（以下「本件非行」という。）名を男女別に見たものである。

構成比を見ると、男子では、窃盗、傷害・暴行、道路交通法違反、強盗の順に高く、女子では、

傷害・暴行，覚せい剤取締法違反，ぐ犯の順に高かった。

2-1-2表 本件非行名（男女別）

区 分	総 数		男 子		女 子	
総数	800	(100.0)	722	(100.0)	78	(100.0)
刑法犯	677	(84.6)	627	(86.8)	50	(64.1)
殺人	3	(0.4)	3	(0.4)	-	
強盗	54	(6.8)	51	(7.1)	3	(3.8)
傷害・暴行	175	(21.9)	151	(20.9)	24	(30.8)
窃盗	279	(34.9)	271	(37.5)	8	(10.3)
詐欺	21	(2.6)	19	(2.6)	2	(2.6)
恐喝	31	(3.9)	29	(4.0)	2	(2.6)
強姦・強制わいせつ	44	(5.5)	41	(5.7)	3	(3.8)
放火	14	(1.8)	10	(1.4)	4	(5.1)
公務執行妨害	4	(0.5)	4	(0.6)	-	
住居侵入	6	(0.8)	6	(0.8)	-	
暴力行為等処罰法	8	(1.0)	7	(1.0)	1	(1.3)
その他の刑法犯	38	(4.8)	35	(4.8)	3	(3.8)
特別法犯	93	(11.6)	76	(10.5)	17	(21.8)
覚せい剤取締法	20	(2.5)	7	(1.0)	13	(16.7)
道路交通法	59	(7.4)	58	(8.0)	1	(1.3)
その他の特別法犯	14	(1.8)	11	(1.5)	3	(3.8)
ぐ犯	30	(3.8)	19	(2.6)	11	(14.1)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 複数の非行名を有する場合は，法定刑の最も重いもの（ぐ犯については，法定刑の最も軽いものとして扱う。）に計上している。
 3 「強盗」，「傷害」及び「強姦・強制わいせつ」には，それぞれ結果的加重犯を含む。
 4 （ ）内は，それぞれの総数に占める構成比である。

3 保護処分歴等

2-1-3表は，少年の保護処分歴と本件非行時の身上を男女別に見たものである。

少年院送致歴のある124人のうち，21人（男子19人，女子2人）には，複数回の少年院送致歴があった。

2-1-3表 保護処分歴と本件非行時の身上（男女別）

区 分	総 数	男 子	女 子
総 数	800 (100.0)	722 (100.0)	78 (100.0)
保護処分歴			
少年院送致	124 (15.5)	117 (16.2)	7 (9.0)
保護観察	371 (46.4)	345 (47.8)	26 (33.3)
児童自立支援施設等送致	22 (2.8)	17 (2.4)	5 (6.4)
なし	283 (35.4)	243 (33.7)	40 (51.3)
非行時の身上			
1号観察中	295 (36.9)	274 (38.0)	21 (26.9)
2号観察中	110 (13.8)	104 (14.4)	6 (7.7)
補導委託	3 (0.4)	2 (0.3)	1 (1.3)
在 宅	32 (4.0)	30 (4.2)	2 (2.6)
施設在所中	8 (1.0)	7 (1.0)	1 (1.3)
該当なし	352 (44.0)	305 (42.2)	47 (60.3)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「児童自立支援施設等」は、児童自立支援施設及び児童養護施設をいう。
 3 複数の保護処分歴を有する場合は、少年院送致、保護観察、児童自立支援施設送致の順に最も先に該当するものに計上している。
 4 ()内は、区分別の構成比である。

4 教育程度

2-1-4表は、少年の本件非行時の教育程度を男女別に見たものである。このうち、教育程度が中学卒業又は高校中退の人員の占める割合は、中学及び高校在学中の者を除く総数のうち男子では93.4%、女子では90.0%であった。

2-1-4表 教育程度（男女別）

区 分	総 数	男 子	女 子
総 数	800 (100.0)	722 (100.0)	78 (100.0)
中学在学	170 (21.3)	153 (21.2)	17 (21.8)
中学卒業	224 (28.0)	203 (28.1)	21 (26.9)
高校在学	125 (15.6)	114 (15.8)	11 (14.1)
高校中退	246 (30.8)	222 (30.7)	24 (30.8)
高校卒業	24 (3.0)	20 (2.8)	4 (5.1)
そ の 他	11 (1.4)	10 (1.4)	1 (1.3)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 本件非行時による。
 3 「その他」は、大学在学、大学中退、外国籍少年の中学校中退及び不詳である。
 4 ()内は、それぞれの総数に占める構成比である。

5 本件非行時の居住状況及び就労状況

2-1-5 表は、少年の本件非行時の居住状況を男女別に見たものである。本件非行時において、実父母、実父、実母又は養父母を含む両親が保護者であった少年は9割以上であった（第1章第2節第1項参照）が、男子の14.1%、女子の25.6%は家族と同居していなかった。特に、女子は、男子に比べて保護者と同居していない者の割合が有意に高かった（ $\chi^2(1)=7.22^{**}$ ）。

2-1-5表 居住状況（男女別）

区 分	総 数	男 子	女 子
総 数	800 (100.0)	722 (100.0)	78 (100.0)
家族と居住	678 (84.8)	620 (85.9)	58 (74.4)
同棲・知人宅	37 (4.6)	31 (4.3)	6 (7.7)
不良者の居所・浮浪・不定	33 (4.1)	27 (3.7)	6 (7.7)
アパート・下宿・間借り・寮	27 (3.4)	22 (3.0)	5 (6.4)
施設	16 (2.0)	14 (1.9)	2 (2.6)
住込み・作業員宿舍	5 (0.6)	4 (0.6)	1 (1.3)
その他	4 (0.5)	4 (0.6)	-

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 本件非行時による。
 3 () 内は、それぞれの総数に占める構成比である。

2-1-6 表は、少年の本件非行時の就労状況を見たものである。学生・生徒である者を除くと約半数（51.5%）が無職であり、特に女子は、4人に3人（75.5%）が無職であった。

2-1-6表 就労状況（男女別）

区 分	総 数	男 子	女 子
総 数	800 (100.0)	722 (100.0)	78 (100.0)
無 職	263 (32.9)	226 (31.3)	37 (47.4)
有 職	248 (31.0)	236 (32.7)	12 (15.4)
学生・生徒	289 (36.1)	260 (36.0)	29 (37.2)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 本件非行時による。
 3 「学生・生徒」，「有職」の両方に該当する場合は、主要なものに計上している。
 4 () 内は、それぞれの総数に占める構成比である。

2-1-7 表は、少年の居住状況と就労状況を合わせて見たものである。家族と同居していない少年 122 人（男子 102 人，女子 20 人）のうち，無職の者は 54 人（男子 41 人，女子 13 人）おり，家族と同居していない女子の約 3 人に 2 人は無職であった。

2-1-7 表 居住・就労状況（男女別）

		総 数		無 職		有 職		学生・生徒	
総数	計	800	(100.0)	263	(100.0)	248	(100.0)	289	(100.0)
	家族と同居	678	(84.8)	209	(79.5)	215	(86.7)	254	(87.9)
	そ の 他	122	(15.3)	54	(20.5)	33	(13.3)	35	(12.1)
男子	計	722	(100.0)	226	(100.0)	236	(100.0)	260	(100.0)
	家族と同居	620	(85.9)	185	(81.9)	207	(87.7)	228	(87.7)
	そ の 他	102	(14.1)	41	(18.1)	29	(12.3)	32	(12.3)
女子	計	78	(100.0)	37	(100.0)	12	(100.0)	29	(100.0)
	家族と同居	58	(74.4)	24	(64.9)	8	(66.7)	26	(89.7)
	そ の 他	20	(25.6)	13	(35.1)	4	(33.3)	3	(10.3)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 本件非行時による。
 3 () 内は、それぞれの計に占める構成比である。

6 生育に関する状況

2-1-8 表は、少年の身上調査書（乙）の記載に基づいて、施設生活歴（少年の身上調査書（乙）に、期間を明示して、児童養護施設，児童自立支援施設及びその他の施設で生活していた旨の記載があるものをいう。ただし，少年法第 24 条 1 項 2 号及び 3 号による収容は含まない。），いじめの経験の有無及び初発非行の時期と内容について，男女別に見たものである。

いじめの経験では，加害経験のある者は 58 人で，そのうち 5 人（いずれも男子 5 人）が小学生・中学生のいずれにおいても加害経験があった。被害経験のある者は 168 人で，そのうち 37 人（男子 28 人，女子 9 人）が小学生・中学生のいずれにおいても被害経験があった。

初発非行については，男女とも，9 割以上の者が中学生までに行っており（男子 90.6%，女子 96.2%），小学生までに行っている者も 4 割台に及んでいた（男子 46.0%，女子 41.0%）。

2-1-8表 生育に関する状況（男女別）

① 施設生活歴

区 分	総 数	男 子	女 子
総 数	799 (100.0)	721 (100.0)	78 (100.0)
記載なし	704 (88.1)	644 (89.3)	60 (76.9)
あり	95 (11.9)	77 (10.7)	18 (23.1)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 少年法第24条1項2号及び3号による収容は含まない。
 3 身上調査書（乙）による調査が可能であった者に限る。
 4 () 内は、それぞれの総数に占める構成比である。

② いじめの経験の有無

区 分	総 数	男 子	女 子
総数	799 (100.0)	721 (100.0)	78 (100.0)
記載なし	592 (74.1)	552 (76.6)	40 (51.3)
いじめ経験あり	207 (25.9)	169 (23.4)	38 (48.7)
加害経験あり	58 (28.0)	54 (32.0)	4 (10.5)
時 小学生	30 (51.7)	28 (51.9)	2 (50.0)
期 中学生	33 (56.9)	31 (57.4)	2 (50.0)
期 高校生	2 (3.4)	2 (3.7)	-
被害経験あり	168 (81.2)	130 (76.9)	38 (100.0)
時 小学生	106 (63.1)	80 (61.5)	26 (68.4)
期 中学生	94 (56.0)	73 (56.2)	21 (55.3)
期 高校生	14 (8.3)	12 (9.2)	2 (5.3)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「いじめ体験あり」の内訳については、それぞれ複数選択方式で調査している。
 3 身上調査書（乙）による調査が可能であった者に限る。
 4 () 内は、それぞれの上位の区分に対する構成比である。

③ 初発非行の時期と内容

区 分	総 数	男 子	女 子
総 数	799 (100.0)	721 (100.0)	78 (100.0)
時期 小学校入学前	14 (1.8)	12 (1.7)	2 (2.6)
小学生	350 (43.8)	320 (44.4)	30 (38.5)
中学生	364 (45.6)	321 (44.5)	43 (55.1)
中学卒業後	62 (7.8)	60 (8.3)	2 (2.6)
不詳	9 (1.1)	8 (1.1)	1 (1.3)
内容 万引き	253 (31.7)	231 (32.0)	22 (28.2)
飲酒・喫煙	148 (18.5)	129 (17.9)	19 (24.4)
粗暴行為	101 (12.6)	94 (13.0)	7 (9.0)
窃盗（含自転車盗）	89 (11.1)	85 (11.8)	4 (5.1)
持ち出し	69 (8.6)	63 (8.7)	6 (7.7)
深夜はいかい・家出	49 (6.1)	43 (6.0)	6 (7.7)
無免許・暴走行為	33 (4.1)	30 (4.2)	3 (3.8)
その他	80 (10.0)	72 (10.0)	8 (10.3)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「内容」の内訳については、複数選択方式で調査している。
 3 身上調査書（乙）による調査が可能であった者に限る。
 4 () 内は、それぞれの上位の区分に対する構成比である。

7 処遇課程等

2-1-9 表は、少年の出院時の処遇課程等を男女別に見たものである。

処遇課程ごとの平均在院期間は、一般短期処遇が男子 150.9 日、女子 164.3 日、特修短期処遇が男子 81.2 日、女子は 1 名のみで 78 日、長期処遇が男子 381.8 日、女子 400.5 日であった。

2-1-9 表 処遇課程等（男女別）

処遇課程等	総 数		男 子		女 子	
総数	799	(100.0)	721	(100.0)	78	(100.0)
S E	37	(4.6)	34	(4.7)	3	(3.8)
S G	152	(19.0)	143	(19.8)	9	(11.5)
O	13	(1.6)	12	(1.7)	1	(1.3)
G ₁	73	(9.1)	70	(9.7)	3	(3.8)
G ₂	2	(0.3)	2	(0.3)	-	
V ₁	25	(3.1)	25	(3.5)	-	
V ₂	377	(47.2)	327	(45.4)	50	(64.1)
E ₁	53	(6.6)	51	(7.1)	2	(2.6)
E ₂	8	(1.0)	8	(1.1)	-	
H ₁	25	(3.1)	23	(3.2)	2	(2.6)
H ₂	24	(3.0)	20	(2.8)	4	(5.1)
P ₁	1	(0.1)	-		1	(1.3)
M ₁	8	(1.0)	6	(0.8)	2	(2.6)
M ₂	1	(0.1)	-		1	(1.3)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 出院者調査票による調査が可能であった者に限る。
 3 () 内は、それぞれの総数に占める構成比である。
 4 処遇課程等の区分については、巻末資料 6 参照

第 2 節 保護者・家庭の状況

1 本件非行時の保護者・出院時の引受人

2-2-1 表は、少年の本件非行時の保護者と少年院出院時の引受人を、入所（院）者調査票及び出院者調査票で調査が可能であった者について、少年の男女別に見たものである。本件非行時から出院時までの間に、本件非行時の保護者から変更のあった少年は、調査票から把握できる範囲で男子 26.1%、女子 14.1%であった。

2-2-1表 本件非行時保護者・少年院出院時引受人（少年の男女別）

区 分	本件非行時保護者			少年院出院時引受人		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子
総 数	799 (100.0)	721 (100.0)	78 (100.0)	799 (100.0)	721 (100.0)	78 (100.0)
実 父 母	253 (31.7)	230 (31.9)	23 (29.5)	180 (22.5)	159 (22.1)	21 (26.9)
実 父	93 (11.6)	82 (11.4)	11 (14.1)	152 (19.0)	141 (19.6)	11 (14.1)
実 母	325 (40.7)	294 (40.8)	31 (39.7)	347 (43.4)	313 (43.4)	34 (43.6)
養父母を含む両親	95 (11.9)	87 (12.1)	8 (10.3)	51 (6.4)	46 (6.4)	5 (6.4)
その他	33 (4.1)	28 (3.9)	5 (6.4)	69 (8.6)	62 (8.6)	7 (9.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 出院者調査票による調査が可能であった者に限る。
 3 () 内は、それぞれの総数に占める構成比である。

2 保護者の職業

2-2-2表は、少年の本件非行時の保護者について、本件非行時における職業を少年の男女別に見たものである。少年の就労状況と合わせて見ると、男子の10.0%、女子の11.5%は保護者も少年も働いていなかった。

2-2-2表 保護者の職業（少年の男女別）

区 分	総 数	男 子	女 子
総 数	800 (100.0)	722 (100.0)	78 (100.0)
無 職	111 (13.9)	100 (13.9)	11 (14.1)
販売、サービス業	225 (28.1)	200 (27.7)	25 (32.1)
建設・採掘、輸送・機械運転	133 (16.6)	125 (17.3)	8 (10.3)
生産工程、運搬・清掃・包装	131 (16.4)	117 (16.2)	14 (17.9)
管理的職業、専門的・技術的職業	115 (14.4)	106 (14.7)	9 (11.5)
事 務	55 (6.9)	47 (6.5)	8 (10.3)
そ の 他	30 (3.8)	27 (3.7)	3 (3.8)

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 職業が2以上ある場合は、そのうちの主要なものにより、両親共稼ぎの場合は、主たる収入を得ている者の職業による。
 3 「その他」には、職業不詳の者を含む。
 4 () 内は、それぞれの総数に占める構成比である。

3 家庭の経済状況

2-2-3表は、少年の家庭の経済状況を、少年の男女別に見たものである。

身上調査書（乙）によると生活保護を受給している家庭は、男子の9.0%、女子の15.4%であった。

2-2-3表 家庭の経済状況（少年の男女別）

区 分	総 数	男 子	女 子
総 数	800 (100.0)	722 (100.0)	78 (100.0)
富 裕	26 (3.3)	25 (3.5)	1 (1.3)
普 通	563 (70.4)	505 (69.9)	58 (74.4)
貧 困	206 (25.8)	187 (25.9)	19 (24.4)
不 詳	5 (0.6)	5 (0.7)	-

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 本件非行時による。
 3 () 内は、それぞれの総数に占める構成比である。

4 保護者の離婚歴

2-2-4表は、少年の出生から少年院入院時までの間の保護者の離婚歴の有無を身上調査書（乙）に基づいて、少年の男女別に見たものである。

2-2-4 保護者の離婚歴（少年の男女別）

区 分	総 数	男 子	女 子
総 数	799 (100.0)	721 (100.0)	78 (100.0)
記載なし	280 (35.0)	251 (34.8)	29 (37.2)
あ り	499 (62.5)	452 (62.7)	47 (60.3)
1 回	418 (52.3)	381 (52.8)	37 (47.4)
複 数 回	76 (9.5)	67 (9.3)	9 (11.5)
回 数 不 詳	5 (0.6)	4 (0.6)	1 (1.3)
非 該 当	20 (2.5)	18 (2.5)	2 (2.6)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 本件非行時による。
 3 身上調査書（乙）による調査が可能であった者に限る。
 4 「非該当」は、婚姻歴がない者等である。
 5 () 内は、それぞれの総数に占める構成比である。

5 少年の被虐待歴と虐待者

2-2-5表は、少年の被虐待経験の状況について、身上調査書（乙）の記載に基づいて、少年の男女別に見たものである（ここでの「虐待」は「身体的虐待」、「心理的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」といった態様の異なるものを含んだ概念として定義する。）。

被虐待経験のある者は、女子 39.7%、男子 18.6%で、女子は、男子に比べて被虐待経験のある者の割合が有意に高かった ($\chi^2(1) = 19.23^{***}$)。

2-2-5表 被虐待歴の有無と虐待者（少年の男女別）

区 分		総 数	男 子	女 子
総 数		799 (100.0)	721 (100.0)	78 (100.0)
記載なし		634 (79.3)	587 (81.4)	47 (60.3)
あ り		165 (20.7)	134 (18.6)	31 (39.7)
介 入	公的機関の介入あり	44 (26.7)	33 (24.6)	11 (35.5)
	記載なし	121 (73.3)	101 (75.4)	20 (64.5)
虐 待 者	実父	79 (47.9)	65 (48.5)	14 (45.2)
	実母	68 (41.2)	53 (39.6)	15 (48.4)
	義（養）父・義（養）母	27 (16.4)	23 (17.2)	4 (12.9)
	その他	30 (18.2)	18 (13.4)	12 (38.7)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 身上調査書（乙）による調査が可能であった者に限る。
 3 「虐待者」は、複数選択方式で調査したものである。
 4 （ ）内は、上位の区分に対する構成比である。

6 家族の犯罪・非行歴

2-2-6表は、少年の実父母、兄弟（それぞれ同居・別居の別を問わない。）、及びその他同居の親族（以下「家族」という。）の犯罪・非行歴の有無について、身上調査書（乙）の記載に基づいて、少年の男女別に見たものである。

2-2-6表 家族の犯罪・非行歴（少年の男女別）

	総 数	男 子	女 子
総 数	799 (100.0)	721 (100.0)	78 (100.0)
記載なし	585 (73.2)	527 (73.1)	58 (74.4)
家族に犯罪・非行歴あり	214 (26.8)	194 (26.9)	20 (25.6)
両親に犯罪・非行歴あり	84 (10.5)	72 (10.0)	12 (15.4)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「犯罪・非行歴」は、「受刑中」、「受刑歴」、「執行猶予中」、「執行猶予歴」、「保護処分歴」、「不詳の非行・犯罪歴」のいずれかに該当するものである。
 3 「両親に犯罪・非行歴あり」は、養父母を含む両親、又はそのいずれかに犯罪・非行歴がある場合をいう。
 4 身上調査書（乙）による調査が可能であった者に限る。
 5 （ ）内は、それぞれの総数に占める構成比である。

7 家族の問題嗜癖歴

2-2-7表は、少年の家族の問題嗜癖歴の有無について、身上調査書（乙）の記載に基づいて、少年の男女別に見たものである。

2-2-7表 家族の問題嗜癖歴（少年の男女別）

区 分	総 数	男 子	女 子
総 数	799 (100.0)	721 (100.0)	78 (100.0)
記載なし	716 (89.6)	649 (90.0)	67 (85.9)
あ り	83 (10.4)	72 (10.0)	11 (14.1)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ()内は、それぞれの総数に占める構成比である。
 3 身上調査書(乙)による調査が可能であった者に限る。